最終更新日：2017年7月3日

株式会社秋田銀行
取締役頭取 新谷 明弘
問合せ先：経営企画部（電話番号 018-863-1212）
証券コード：8343
https://www.akita-bank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念に基づき、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。
1　株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
2　株主、地域社会、お客様、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼され選ばれる金融機関であるために、健全で公正な業務運営を行う経営に努めます。
3　取締役会・監査役会のほか、常務会、コンプライアンス委員会等の各種委員会、その他外部機関等による経営管理態勢の充実をはかり、コーポレート・ガバナンス体制の向上に努めます。
4　会社情報の適切な開示を行うとともに、非財務情報を含む情報の自主的な開示に努めます。
5　持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なＩＲ活動などを通じて、株主との建設的な対話に努めます。

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定しております。
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
（URL：https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/guideline.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則については、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
○ 政策保有に関する方針
当行は、取引先企業等との取引関係の維持・向上または関係強化に資すると認められる場合において政策保有株式を保有します。取締役会は、毎年、政策保有株式のうち上場株式にかかるリスクとリターンなどをふまえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の意義が認められない銘柄については計画的に売却を進めてまいります。
○ 議決権行使基準
当行の政策保有株式にかかる議決権行使については、投資先企業の持続的成長や中長期的な企業価値向上という観点から、個別に適切な判断を行います。議案のうち、当該企業の企業価値を毀損させる可能性があると判断したものについては、これらを精査したうえで慎重に賛否を決定します。

【原則１－７】
当行および株主の共同の利益を害することのないよう、関連当事者間の取引について、次の体制および手続きを定めております。
○ 取締役会は、「法令等遵守方針」に基づき、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、株主の権利行使に関する利益供与の禁止および利益相反行為等の禁止を周知徹底しております。また、コンプライアンスの遵守状況については、定期的に取締役会が報告を受け、監視しております。
○ 取締役の競業取引、自己取引および利益相反取引については、「取締役会規程」において取締役会の事前承認および事後報告を必要とする事項として定めております。
○ 役員、主要株主等との重要な取引または通例的でない取引については、「取締役会規程」において取締役会の承認事項として定めております。

【原則３－１】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念および中期経営計画については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
○ 経営理念　https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/info/rinen.htm
○ 中期経営計画　https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/tyuki_keikaku.htm
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）については、本報告書「1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書【取締役報酬関係】のほか、有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
○ 社内取締役（社外取締役以外の取締役をいう。）候補者の指名
社内取締役候補者につきましては、当行の経営理念に対する深い理解のもと、適切な業務執行を遂行することができる知識と豊富な経験を有する人物を頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、コーポレートガバンス委員会での審議を経て、取締役会が決定しております。
○ 社外取締役候補者の指名
社外取締役候補者につきましては、出身分野における専門的な知識や豊富な経験等を生かし、当行取締役としてその知見を生かすことが期待できる人物を頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、コーポレートガバンス委員会での審議を経て、取締役会が決定

しております。
○ 監査役候補者の指名
監査役候補者につきましては、業務執行者からの独立性が確保でき、当行の健全で持続的な成長を実現し、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制を確立することができる人物を頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、コーポレートガバンス委員会での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、社外役員が出席する取締役会において決定しております。
(5) 取締役会が上記(4)をふまえて経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
経営陣幹部の選任、取締役候補者の指名および監査役候補者の指名の理由は、本報告書で次のとおり開示いたします。
なお、取締役につきましては平成29年6月28日に開催された第114期定時株主総会において、監査役につきましては平成28年6月28日に開催された第113期定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されました。
〈取締役候補者〉
○ 湊屋 隆夫 (再任)
経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。平成25年6月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、課題克服とともに成長のための戦略を策定し、その推進を指揮しております。当行グループの経営を牽引してきた実績により、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
○ 新谷 明弘 (再任)
経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。平成28年6月に代表取締役副頭取に就任し、頭取と共同し当行グループの経営を牽引しております。これらの実績により、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
○ 佐々木 利幸 (再任)
豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年6月に常務取締役事務本部長に就任、事務本部長のほか審査部門を統括し、事務リスク管理態勢の強化をはかるとともに、不良債権の縮減、各種再生手法の活用による大口不良債権の圧縮に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。
○ 高田 眞千 (再任)
豊富な業務遂行の経験と実績に基づき、平成27年6月に常務取締役に就任、営業本部長として当行の業績向上に貢献するとともに、県内各地公体との連携、再生可能エネルギーや医療介護事業者への事業化支援など、県内の産業育成に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。
○ 工藤 孝徳 (再任)
平成25年6月に取締役に就任、地域サポート部長および審査部長を務め、これまで高いリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。
○ 半田 直樹 (再任)
平成28年6月に取締役に就任、経営企画部長として当行の経営全般にわたる企画部門の部長として課題解決に取り組んできました。これらの経験や見識を活かし、引き続き経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。
○ 加藤 尊 (新任)
平成26年6月に執行役員に就任、大曲南エリア統括大曲支店長を委任され、仙北地区における地区統括者としてリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、新たに取締役候補者といたしました。
○ 土谷 真人 (新任)
平成26年6月に執行役員に就任、地域サポート部長として地域活性化に向けた様々な事業の責任者として企画力とリーダーシップを発揮してきました。これらの経験や見識を活かし、経営を監督していくとともに、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、新たに取締役候補者といたしました。
○ 豊口 祐一 (再任)
弁護士としての専門的な知識と経験に加え、秋田県収用委員会会長、秋田弁護士会会長等の要職を務められてきた経験に基づき、独立役員として、客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくため、社外取締役候補者といたしました。
○ 諸橋 正弘 (再任)
県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立役員として客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者といたしました。
○ 辻 良之 (新任)
候補者は、県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務めておられます。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、当行取締役会に対して助言・提言いただけることが期待されるとともに、客観的な立場から経営を監視し重要な意思決定に参画していただくべく、新たに社外取締役候補者といたしました。
〈監査役候補者〉
○ 大渕 宏見 (再任)
複数の営業店長を務め、長年にわたる銀行業務の執行を通して銀行業務に精通しているほか、平成24年6月からは取締役執行役員として経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきました。平成26年6月に監査役に就任し、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かしており、引き続き、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役候補者といたしました。
○ 小野 秀人 (新任)
複数の営業店長のほか、事務統括部長の要職を歴任しました。平成25年6月からは取締役執行役員として、経営企画部長および経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。今後は、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かし、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役候補者といたしました。
○ 西村 紀一郎 (再任)
長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられ、その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役候補者といたしました。
○ 北嶋 正 (再任)
長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役候補者といたしました。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、「取締役会規程」を制定し、法令・定款で定められている事項のほか、経営に関する重要事項を取締役会決議事項の範囲として規定しております。また、取締役会は、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定することを常務会の役割と定め、「常務会規程」を制定しております。

【原則4－8】
当行では取締役11名のうち3名が社外取締役であり、そのうち2名を独立社外取締役として選任しております。
社外取締役は、専門的知識や幅広い見識、豊富な経験等を当行の経営に反映するとともに、取締役会における客観的・中立的な立場からの助言等により、業務執行の適正性を確保する役割を担っております。

【原則4－9】
当行は、次の基準を満たす社外役員を独立役員として指定しております。

現在または最近（注）1において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
1　当行を主要な取引先とする者（注）2またはその者が法人等である場合はその業務執行者
2　当行の主要な取引先（注）3またはその者が法人等である場合はその業務執行者
3　当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4　当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
5　次に掲げる者の二親等内の親族
（1）　上記1から4に該当する者（重要な者（注）4に限る。）
（2）　当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人

（注）1　「最近」とは、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
2　「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
3　「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
4　「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、銀行業務に精通した社内取締役と専門的な知識と豊富な経験を備えた社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性に配慮しております。また、取締役会の機能の効率的な発揮および取締役会の活性化の観点から、定款において員数を12名以内と定めております。

【補充原則4－11－2】
毎年、取締役および監査役の重要な兼職の状況を「定時株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において開示しております。
（URL：https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）
なお、本報告書提出日現在、他の上場会社役員を兼任する取締役および監査役はおりません。

【補充原則4－11－3】
取締役会は、毎年、取締役による自己評価を行い、コーポレートガバナンス委員会と連携のもと、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示することとしております。

今年は取締役全員を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、平成29年6月の取締役会において平成28年度の取締役会全体の実効性の分析・評価を議論しました。その結果、取締役会の運営面（取締役会資料の事前配布および事前説明の充実、審議時間の確保）において改善が確認されるなど実効性が十分確保されていると評価しております。
なお、取締役会における議論のさらなる充実化および活性化に取り組んでいくため次の課題を共有しております。
・議論の一層の活性化に向けた付議基準の見直しおよび報告案件の削減余地の検討
・社外取締役・監査役に対する情報提供の充実
・社外取締役・監査役の研修機会の更なる拡充

【補充原則4－14－2】
社外取締役・社外監査役を含む取締役および監査役が、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識を習得、更新することができるよう、就任時以降継続的に必要なサポートを行うとともに、その費用を支援しております。

【原則5－1】
株主の皆さまとの建設的な対話の促進については、次の方針に基づき取り組んでおります。
（1）　株主の皆さまとの対話
株主の皆さまからの対話の申込みに対し、経営企画部担当役員を責任者として、積極的に機会を提供しております。また、経営企画部担当役員のほか、代表取締役その他の役員も必要に応じて対話に参加しております。
（2）　建設的な対話を促進するための体制
経営企画部を対話の申込み窓口とし、適宜関連部門と連携することにより各種の情報を収集・分析し、適切な形で株主の皆さまに提供する体制を整備しております。
（3）　個別面談以外の対話手段
株主の皆さまとの対話の一環として、毎年、複数回の各種IRを実施しております。
（4）　対話における意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話における意見等は、経営企画部担当役員から経営陣および取締役会へ報告しております。
（5）　インサイダー情報の管理
インサイダー情報の管理については、内部情報管理および内部者取引規制に関する規程等を定めるなど、適切な体制を整備しております。また、当行に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、株主の皆さまの実質的な平等性を確保すべく努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	8,046,000	4.44
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,492,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,492,000	3.58
日本生命保険相互会社	6,251,947	3.45
秋田銀行職員持株会	5,720,125	3.16
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	4,246,000	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,562,000	1.96
住友生命保険相互会社	3,447,000	1.90
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	2,783,000	1.53
清水建設株式会社	2,621,000	1.44

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊口　祐一	弁護士											
諸橋　正弘	他の会社の出身者								△			
辻　良之	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊口　祐一	○	―――	弁護士としての専門的な知識と経験に加え、秋田県収用委員会会長、秋田弁護士会会長等の要職を務められてきた経験に基づき、独立役員として、客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくため、社外取締役候補者として選任しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。

諸橋　正弘	○	諸橋正弘氏は、平成13年8月から平成24年8月まで秋田酒類製造株式会社の代表取締役社長を務めておりました。同社と当行との間には、通常の銀行取引があります。	県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立役員として客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。引き続き、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者として選任しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。
辻　良之		―――	県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務めておられます。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、当行取締役会に対して助言・提言いただけることが期待されるとともに、客観的な立場から経営を監視し重要な意思決定に参画していただくべく、新たに社外取締役候補者といたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバンス委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバンス委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

（1）　当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けたコーポレートガバンスの充実をはかることを目的に、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行うため、「コーポレートガバンス委員会」を設置しております。
（2）　本委員会は、代表取締役および社外役員（取締役会が選定した社外取締役、社外監査役）で構成しております。
（3）　委員長は、独立社外取締役とし、副委員長は、委員長以外の社外取締役または社外監査役の中から互選により決定しております。
（4）　本委員会は、必要に応じて随時開催いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しております。また、必要に応じて会計監査人の往査への立ち会いなどを行っております。また、監査役は、内部監査部門である監査部と緊密な連携を保ち、効率的な監査業務を遂行するため、監査部に対し、内部統制にかかわる状況とその監査結果の報告を求めるほか、必要に応じ、調査を求めることができるように体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村　紀一郎	他の会社の出身者													
北嶋　正	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村　紀一郎		―――	長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任しております。
北嶋　正		―――	長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ的確な意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成21年６月26日開催の第106期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションを年額30百万円を上限として割り当てる制度の導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役の業績向上への貢献をより強固なものとし、企業価値の持続的な発展を意識した株主重視の経営を一層迅速に推進するため、ストックオプションの付与対象者としております。なお、社外取締役については、その役割をふまえ、ストック・オプションの付与対象外としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における当行の取締役および監査役に対する報酬等の総額は、取締役9名(社外取締役除く。)に153百万円、監査役3名(社外監査役除く。)に32百万円、社外役員5名に12百万円であります。支給人数および報酬等の金額には、平成28年6月28日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した2名分(取締役1名、監査役1名)および平成28年8月20日逝去により退任した取締役1名分を含めております。
上記の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額16百万円を含めております。
上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬32百万円を支給しております。
役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○役員報酬等の構成
当行の役員報酬は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、企業価値の持続的な発展を意識した株主重視の経営を推進するための「株式報酬型ストック・オプション」の構成とし、次の運用基準のとおり支給する。
1 取締役(社外取締役を除く。)
社外取締役を除く各取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、株式報酬型ストック・オプションの3つで構成し、次のとおりとする
(1) 各取締役の基本報酬は、役位別に固定のものとして定める。
(2) 賞与は、業績等を勘案して支給総額および各取締役への配分を取締役会において決定する。
(3) 株式報酬型ストック・オプションは、1株あたりの権利行使価額を1円とする新株予約権を発行し、各取締役の役位に応じて付与する。
2 社外取締役
社外取締役の報酬等は基本報酬と賞与の2つにより構成し、基本報酬はその職務に鑑み固定のものとして定め、賞与は上記「1 取締役(社外取締役を除く。)(2)」と同様の方法により決定する。
3 監査役
監査役の報酬は、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するために固定報酬のみとする。
○役員報酬等の額
平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
○決定にかかる手続き
当行の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。取締役については、コーポレートガバナンス委員会における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定しております。監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当行では、事前に社外役員を含む全取締役・監査役に議案を配布したうえで取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。また、常勤監査役は、職務遂行上知り得た情報を、社外監査役と共有するように努めております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の状況
当行の取締役会は11名(うち社外取締役3名)で構成され、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、取締役会長、取締役頭取、専務取締役および常務取締役で構成する常務会を原則として毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般にかかわる事項について協議・決定しております。また、コーポレートガバナンス委員会を必要に応じて開催し、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行っております。その他、各種リスクに関する管理方針、態勢を協議・決定するため、ALM委員会を原則として毎月開催するほか、法令やルールに則った健全かつ適切な業務運営を目的に、担当役付取締役、関連部長および常勤監査役を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を原則として3か月ごとに開催しております。
(2) 監査・監督の状況
当行は監査役制度を採用しており、監査役会は4名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役会で決定した年度の監査方針・監査計画に従って、取締役会、常務会、その他重要会議への出席、取締役・内部監査部門等からの職務の執行状況の聴取、重要な書類の閲覧、営業店の往査、子会社の監査などを実施し、状況に応じて取締役に対して提言・助言・勧告をするなど、適正な経営の監視を行っております。
当行の内部監査は監査部(平成29年3月31日現在13名)が行っております。監査部は、被監査部門からの独立性が確保されており、コンプライアン

スおよび経営上の各種リスクに関する内部管理態勢について適切性および有効性を検証・評価し、その結果に基づいて改善方法の提言を行っております。

(3) 会計監査の状況

当行の会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しております。監査業務を執行した公認会計士は、富樫健一氏、黒木賢治氏の2名（平成29年3月期）であります。継続監査年数については2名とも7年以内であります。会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士6名、その他11名（平成29年3月期）であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、銀行業務に精通している人材を社内取締役として選任し、業務執行状況を相互に監督・牽制する体制を構築しております。さらに、社外取締役による客観的・中立的な立場からの発言を通じて、取締役の業務執行の適正性を確保しており、業務執行・監督体制は質の高い体制を構築しているものと考えております。監査役会は、4名のうち2名を社外監査役で構成して独立性の向上をはかっており、監査役による各取締役および業務執行部門に対する牽制機能が有効に機能していることから、経営監視機能の客観性および中立性を確保しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月28日開催の第114期定時株主総会招集ご通知を、平成29年6月6日（法定期日の6営業日前）に発送しております。 なお、招集通知の内容については、6月5日から株式会社東京証券取引所及び当行のホームページ（https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中日を回避した株主総会の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の利便性向上をはかるため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成28年6月28日開催の第113期定時株主総会より、株主総会招集通知の一部を英訳し当行ホームページ（https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）および東証上場会社情報サービスに掲載しております。
その他	当行ホームページ（https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）に定時株主総会招集ご通知、定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項および定時株主総会招集ご通知（英訳版）を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	秋田県内9か所で年1回経営説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で年1回（6月）決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページ（https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/ir.htm）に、決算説明会資料、決算短信、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念を掲げ、ステークホルダーの皆さまから厚い信頼を寄せられる銀行になるよう努力を続けてまいります。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・環境保護活動 　当行は創業130周年を機に、平成21年10月より森づくり活動に取り組んでおります。平成21年および平成22年に由利本荘市国有林内の「あきぎんの森」にクロマツを植樹したほか、平成24年から平成26年かけて世界遺産白神山地に近接する八峰町町有林内の「あきぎんの森」にブナを植樹しております。また、現在は下刈り・間伐などの森林整備活動を継続的に行っております。 ・ＣＳＲ活動への取組み 　平成27年２月に「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言－長活きする秋田へ－」を制定し、年齢を重ねても活き活きと元気に活躍する「長活き」をコンセプトに秋田県を「日本一の長活き県」にすることを目指し、各種施策に取り組んでおります。 　「学び」を通じ、高齢者の活き活きとした活動や積極的な社会参加を実現していくため、平成28年４月に「あきぎん長活き学校」を開校いたしました。同年度は県内各地で７回の授業を開催し、延べ1,300人を超える皆さまにご参加いただいております。 　また、平成26年８月に高齢者が元気に暮らせるコミュニティと持続可能な地域づくりを目的に「秋田プラチナタウン研究会」を設立し、地域企業や大学、行政機関等とともにヘルスケア産業の創出などの検討を進めてまいりました。当研究会の成果のひとつとして、秋田駅東口において「スポーツ・健康を通じ多世代が元気に暮らせる持続可能な地域づくり」をコンセプトとしたＣＣＲＣ事業をスタートさせました。秋田駅周辺に、健康増進を支援する施設が集積することで高齢者を含めた人々の往来が増加し、地域の活性化につながることが期待されます。 　このほか、高齢者や障がいのあるお客さまを適切にサポートするため「ユニバーサルマナー資格」の取得に取り組み、すべての営業店に有資格者を配置しております。 　環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施の状況については、下記ＵＲＬのほか、当行ディスクロージャー誌に掲載しております。 https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/csr/index.htm
その他	当行は、「＜あきぎん＞女性“活き生き（いきいき）”応援プログラム」を制定し、女性の活躍推進に取り組んでおります。 【役員への女性の登用状況】 当行の役員（取締役および監査役）の数は15名であり、その男女別の内訳は、男性15名・女性０名です。 【指導的立場に占める女性の割合比率目標の設定】 2017年４月の指導的立場に占める女性の割合は、管理職層が0.8%、監督職層が13.8%です。本プログラムでは次に掲げる比率を目標とし、女性行員のキャリアアップ支援や継続就労支援に取り組んでおります。 2020年度まで　管理職層（営業店長、次長層）　５% 2020年度まで　監督職層（副長、支店長代理層）　20% 詳細は下記ＵＲＬに掲載しております。 https://www.akita-bank.co.jp/woman/index.htm

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行グループは、取締役会において定める「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

〔内部統制システムに関する基本方針〕

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

1　当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

(2) 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

(3) コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(4) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。

(5) 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。

(6) 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

2　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

3　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

(2) リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。

(3) 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

4　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

(2) 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。

(3) 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告にもとづいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

(4) 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程にもとづき職務の分担を定める。

5　当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当行およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

(2) 当行の経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

(3) 当行は、関連会社管理規程において、グループ各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役およびグループ各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、グループ各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

(4) 当行のグループ各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理を統括部署として、必要に応じて、グループ各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。

(5) 当行は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制をグループ各社に準拠させることなどにより、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(6) 当行は、グループ各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、グループ各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、グループ各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。

(7) 当行の監査部は、グループ各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

(8) 当行のコンプライアンス統括部および人事部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。

(9) 前項の通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ各社において周知徹底する。

(10) 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

6　当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

(2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

7　当行の取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

(2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ子会社において周知徹底する。

8　当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
(1)　当行は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
(2)　緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査役は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用また債務が監査役の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
9　その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)　監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
(2)　監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
(3)　監査役は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
当行では、反社会的勢力に毅然とした態度で対応し、これとの関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、役職員に遵守するよう徹底しております。
(1)　反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。
(2)　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
(3)　反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。
(4)　反社会的勢力による不当要求に対しては、すべて拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
(5)　反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。
2　反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)　反社会的勢力排除に関する統括部署として、コンプライアンス統括部を設置しております。
(2)　反社会的勢力への対応にあたっては、平素から警察等関連行政機関、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係の強化をはかっております。
(3)　反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元管理し、反社会的勢力との不適切な取引の防止を徹底しております。
(4)　反社会的勢力への対応ルールを明確にするため、「反社会的勢力等への対応マニュアル」を策定し、全職員に周知徹底しております。
(5)　各種研修会等において、反社会的勢力への対応方針、具体的なルール遵守等について、周知徹底をはかっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

有価証券上場規程等で開示が求められる会社情報に該当する決定事実、決算および発生事実に関する情報が認められた場合には、情報取扱責任者が当該情報を実態的に判断し、適切な開示措置を講じるための行内体制を整備しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕

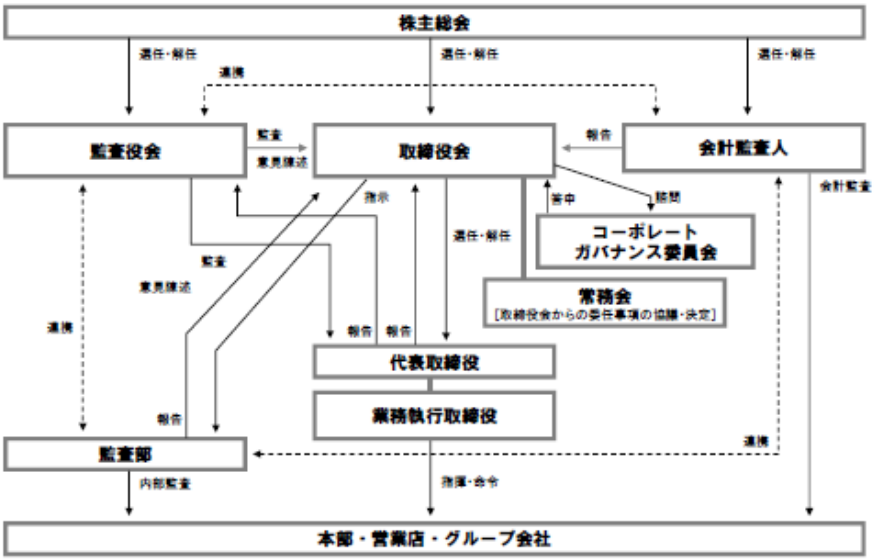

〔適時開示体制の概要〕

